

- 背景**
- ・ 海洋プラスチックごみ問題が世界的課題
  - ・ アジア各国での輸入規制による国内処理体制の確保等が課題

## 国等の動向

- ・ 第四次循環型社会形成推進基本計画 (H30. 6)
- ・ プラスチック資源循環戦略 (R1. 5)
- ・ レジ袋有料化 (R2. 7)

## 栃木からの森里川湖 プラごみゼロ宣言

- ・ 県と全25市町が共同で宣言 (R1. 8. 27)
- ・ プラスチックと上手につきあっていく
- ・ 3R+3Rへの取組等  
(リシンク・リフューズ・リファイン)

## 栃木県プラスチック資源 循環推進条例

目的：プラスチックが資源として適正に循環する体制を築き、持続可能な社会を実現すること  
(議員提案により条例化 (R2. 3. 9))

## 県と市町の担 当者勉強会

・ 各市町が行っている取組について情報交換 (R1. 7～年2回)

## 生分解性 ストロー実証 事業

・ 全25市町の104店舗の参加で試用 (R1. 10)

## 県庁 de シェアバッグ

・ 不要になったエコバッグを活用し、県庁内のコンビニでシェア (R1. 10)

## 清掃活動ポータル サイト

・ 清掃活動をホームページで紹介。取組の環を広げる (R2. 3)

- ・ 庁内会議で原則ペットボトルの使用を禁止。 (R1.8 (R2.4～全庁へ拡大))
- ・ 県庁内のコンビニで「レジ袋必要ですカード」の利用 (R2.4～6)

## プラごみ削減取組事例集

県内のプラスチックごみ削減への市町の取組や代替製品を紹介 (R2.8完成予定)

## 栃木県プラスチック資源循環 推進協議会

県、市町、県民、事業者が一体となって推進するための体制 (R2. 7～)

## プラスチック資源循環の推進 に関する基本的な指針

施策の総合的かつ計画的な推進を図る (R2 末策定予定)

# 栃木からの森里川湖 プラごみゼロ宣言

プラスチックは、わたしたちの生活に利便性と恩恵をもたらしてくれる有用な物質です。しかし、一方で、海に流れ出ると、長期間、環境にとどまり生態系にも影響を及ぼします。

海洋プラスチックごみは、山から川、川から海へとつながる中で発生するものであるため、上流の栃木県においても自分の問題として考えていく必要があります。

そこで、県と市町が連携し、 unnecessary な使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底など、プラスチックとの上手なつきあい方を、栃木から発信し、森里川湖におけるプラスチックごみゼロに向け、行動することをここに宣言します。



# Plastics Smart

栃木県

宇都宮市

日光市

那須塩原市

益子町

野木町

足利市

小山市

さくら市

茂木町

塩谷町

栃木市

真岡市

那須烏山市

市貝町

高根沢町

佐野市

大田原市

下野市

芳賀町

那須町

鹿沼市

矢板市

上三川町

壬生町

那珂川町

もり さと かわ うみ

# 栃木からの森里川湖 プラごみゼロ宣言の取組

個人・企業・団体・行政などのあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取組を行い、プラスチックと上手に付き合っていきましょう。

## 県民の皆様へのお願い

- 3R(リデュース、リユース、リサイクル)のほか、プラス3Rを意識した行動をお願いします。

Rethink(リシンク): 本当に必要なものかどうかよく考える。【考える】

※ そのレジ袋、スプーンやフォークは本当に必要ですか？

Refuse(リフューズ): 不必要なものはきちんと断る。【判断する】

※ いらないモノを増やさない。

Refine(リファイン): 捨てるときには分別する。【分別する】

※ リサイクルのことを考えて手間をかける。

- とちぎの環境美化県民運動への参加

- ポイ捨てはダメ！ゼツタイ！

## 小売店、飲食店の皆様へのお願い

- お客様への、配布品(レジ袋やスプーン等)が必要かの声かけ

- マイバッグの推奨

## 企業、農業者の皆様へのお願い

- 再生材や紙、バイオプラスチック等の再生可能資源への代替促進

- 生分解性プラスチック農業用マルチの利用促進

## 県、市町の率先実行

- 公共調達における再生プラスチック使用品優先購入(グリーン調達)

- 庁舎内における分別回収の徹底

# 栃木県プラスチック資源循環推進条例の概要

令和2年3月9日制定 ・ 令和2年3月10日施行

## 前文

資源の大量消費が気候変動などを地球規模で引き起こしており、とりわけ、プラスチックに関しては、いわゆるマイクロプラスチックなどの海洋ごみが生態系に大きな影響を与えるリスクが懸念されている。今こそ使い捨て型の大量消費社会から循環型社会への大胆な移行が必要であり、プラスチックの持つ高度な機能を尊重しつつ、プラスチックとの上手な付き合い方を探求し、持続可能な社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出していかなければならない。

ここに、プラスチックが資源として適正に循環する体制を築き、持続可能な循環型社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則(第1条～第6条)

### 【目的(第1条)】

栃木県環境基本条例第3条の基本理念にのっとり、プラスチック資源循環の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって循環型社会の形成並びに県民の健康の保持及び増進に寄与する。

### 【県の責務(第3条)】

○施策の総合的な策定・実施

### 【県民の責務(第5条)】

○廃プラスチック類等の発生抑制  
○循環的な利用の促進

### 【事業者の責務(第4条)】

○廃プラスチック類等の発生抑制措置  
○循環資源の適正利用・適正処分

### 【市町村との連携等(第6条)】

○市町村との連携・協力  
○助言・情報の提供

## 第2章 基本的な指針(第7条)

知事は、プラスチック資源循環の推進に関する基本的な指針を定めるものとする

## 第3章 基本的施策(第8条～15条)

【廃プラスチックの類等発生の抑制(第8条)】

【研究及び技術開発に対する支援(第12条)】

【廃プラスチック類等の循環的な利用の促進等(第9条)】

【産業の振興(第13条)】

【廃プラスチック類等の適正な処分(第10条)】

【推進体制の整備(第14条)】

【教育及び学習の振興等(第11条)】

【財政上の措置(第15条)】

## 附則

○公布の日(令和2年3月10日)から施行



## 栃木県プラスチック資源循環推進条例

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条―第六条）

#### 第二章 プラスチック資源循環の推進に関する基本的な指針（第七条）

#### 第三章 プラスチック資源循環の推進に関する基本的施策（第八条―第十五条）

#### 附則

プラスチックは、我々の生活に利便性と恩恵をもたらした。さらに、機能の高度化を通じ、食品等の長期の品質保持を可能として食品ロスの削減に寄与するとともに、軽量化によって運搬時のエネルギー効率の改善等を促進し、社会的課題の解決に貢献してきた。

他方、今、資源の大量消費が気候変動などを地球規模で引き起こしている。とりわけ、プラスチックに関しては、いわゆるマイクロプラスチックなどの海洋ごみが生態系に大きな影響を与えるリスクが懸念されており、早急かつ実効性のある対策が求められている。

今こそ使い捨て型の大量消費社会から循環型社会への大胆な移行が必要であり、プラスチックの持つ高度な機能を尊重しつつ、プラスチックとの上手な付き合い方を探求し、持続可能な社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出していかなければならない。

栃木県は、山・川・里・湖など豊かな自然にあふれ、美しく清らかな環境を有する。無駄に使われる資源を徹底的に減らし、将来にわたり「ふるさと栃木」の豊かな自然と清らかな環境を引き継いでいくことは、我々の使命であり、責任である。

ここに、プラスチックが資源として適正に循環する体制を築き、持続可能な循環型社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

**第一条** この条例は、栃木県環境基本条例（平成八年栃木県条例第二号）第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、プラスチック資源循環の推進に関し、県の責務等を明らかにするとともに、プラスチック資源循環の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、プラスチック資源循環の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって循環型社会の形成並びに県民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

##### （定義）

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 循環型社会 循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号。以下「循環基本法」という。）第二条第一項に規定する循環型社会をいう。

二 循環資源 循環基本法第二条第三項に規定する循環資源をいう。

三 循環的な利用 循環基本法第二条第四項に規定する循環的な利用をいう。

四 廃プラスチック類等 次に掲げる物をいう。

イ 廃プラスチック類

ロ 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄されたプラスチック製の物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売その他の人の活動に伴い副次的に得られたプラスチック製の物品（イに掲げる物を除く。）

五 プラスチック資源循環 プラスチック製の製品、容器等（以下「プラスチック製品等」という。）が廃プラスチック類等となることを抑制し、並びにプラスチック製品等が循環資源となつた場合においてはこれについて適正に循環的な利用を行い、及び循環的な利用が行われな  
い廃プラスチック類等については適正に処分することをいう。

##### （県の責務）

**第三条** 県は、基本理念にのっとり、プラスチック資源循環の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### （事業者の責務）

**第四条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに際しては、プラスチック製品等の原材料等がその事業活動において廃プラスチック類等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該原材料等がその事業活動において循環資源となつた場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために

必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない当該循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する。

- 2 プラスチック製品等の製造、販売等を行う事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに際しては、当該プラスチック製品等の耐久性の向上その他の当該プラスチック製品等が廃プラスチック類等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該プラスチック製品等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該プラスチック製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、及びその適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる責務を有する。

(県民の責務)

- 2 県民は、基本理念にのっとり、プラスチック製品等に関し、なるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、プラスチック製品等が廃プラスチック類等となることを抑制し、プラスチック製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、プラスチック資源循環の推進に自ら努めるとともに、県が実施するプラスチック資源循環の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

- 2 効果的に実施するよう努めるとともに、市町村において、当該地域の実情に応じたプラスチック資源循環の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

## 第二章

プラスチック資源循環の推進に関する基本的な指針

- 2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 プラスチック資源循環の推進に関する基本的事項
- 2 前号に掲げるもののほか、プラスチック資源循環の推進に関し必要な事項
- 3 知事は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

## 第三章

プラスチック資源循環の推進に関する基本的施策

(廃プラスチック類等の抑制)

- 2 県は、事業者がその事業活動に際してプラスチック製品等の原材料を効率的に利用すること、プラスチック製の容器等を使用する場合には繰り返し使用することが可能なものを使用すること等によりプラスチック製品等の原材料等が廃プラスチック類等となることを抑制するよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、県民がプラスチック製の製品をなるべく長期間使用すること、商品の購入に際してプラスチック製の容器等が過剰に使用されていない商品を選択すること等によりプラスチック製品等が廃プラスチック類等となることを抑制するよう、知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(廃プラスチック類等の循環的な利用の促進等)

- 2 県は、事業者が、その事業活動に際して、当該事業活動において発生した循環資源（廃プラスチック類等に係るものに限る。）について自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、又は循環的な利用が行われない当該循環資源について自らの責任において適正に処分するよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、県民が、その使用に係るプラスチック製品等が循環資源となったものが分別して回収されることに協力すること等により当該循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることを促進するよう、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(廃プラスチック類等の適正な処分)

- 2 県は、循環的な利用が行われない廃プラスチック類等について適正に処分が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

**第十一条** 県は、学校、地域、家庭等におけるプラスチック資源循環の推進に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のため、必要な措置を講ずるものとする。

(研究及び技術開発に対する支援)

**第十二条** 県は、事業者等が実施するプラスチック資源循環の推進に資する研究及び技術開発を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(産業の振興)

**第十三条** 県は、県民、事業者及びこれらの者の組織する団体、大学、研究機関、国並びに市町村との連携の下、プラスチック資源循環の推進に寄与する産業の振興を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

**第十四条** 県は、県、市町村、県民及び事業者が一体となつてプラスチック資源循環の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

**第十五条** 県は、プラスチック資源循環の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。